

新生児聴覚検査(赤ちゃんのきこえの検査)を公費負担で実施します

新生児聴覚検査とは、赤ちゃんが眠っている間に、小さな音を聴かせて、脳から出る微弱な反応波を検出し、正常な波形と比較することにより、自動的に判定を行う耳の検査(AABR方式)です。

黒潮町では、平成29年4月1日以降に生まれる赤ちゃんを対象に、耳のきこえの検査を公費負担で実施することになりました。

出生時および検査を受けた日に母親の住民票が黒潮町にあり「新生児聴覚検査(きこえの検査)申込書兼同意書」で申込みをされた場合には、新生児聴覚検査費用全額を黒潮町が負担します。

公費で検査を受ける場合には「新生児聴覚検査受診票」が必要です。今後出産予定(すでに妊娠届を提出していて4月1日以降に出産予定)の方には、出産予定日まで、個別通知を行います。平成29年4月以降に妊娠届を提出された方には、母子手帳と一緒に受診票をお渡しします。



チャイルドシート等の購入に対し補助金を交付します

チャイルドシートの着用を促進し、乳幼児の重大事故の防止を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート等(ジュニアシート含む)購入費用の一部を補助します。

■対象者

- (1) 本町に居住し、本町に住民登録をしている者または本町に外国人登録をしている者
- (2) 道路交通法第3条に規定する普通自動車を運転することができる運転免許を有している者
- (3) チャイルドシートなどを装着することができる自動車を所有、または使用している者
- (4) 6歳未満の乳幼児の保護者または養育者
- (5) 町税などの滞納がない者

■補助率及び補助金額

チャイルドシートを購入した金額(消費税を含む)の2分の1の額(100円未満を切り捨てた額)です。ただし、上限は、1万円です。

■交付の回数

補助金の交付は、対象となる乳幼児1人につき1回限りです。

■補助金の交付申請方法

チャイルドシートなどを購入した日より6箇月以内に補助金交付申請書、領収書、販売証明書または保証書(販売証明書又は保証書については本町内で購入した場合は免除)を提出してください。(申請書は下記窓口にあります。また、町ホームページよりダウンロードもできます)



●上記に関する相談・申請は、下記の担当窓口までお願いします。

【本 庁】健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836

【佐賀支所】地域住民課 保健センター ☎55-7373